(一) 第1013号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　(毎月二回1日、16日)　昭和50年6月1日(日)

会社はボロもうけ！吐きだせ！吐きだせ！

三井鉱山

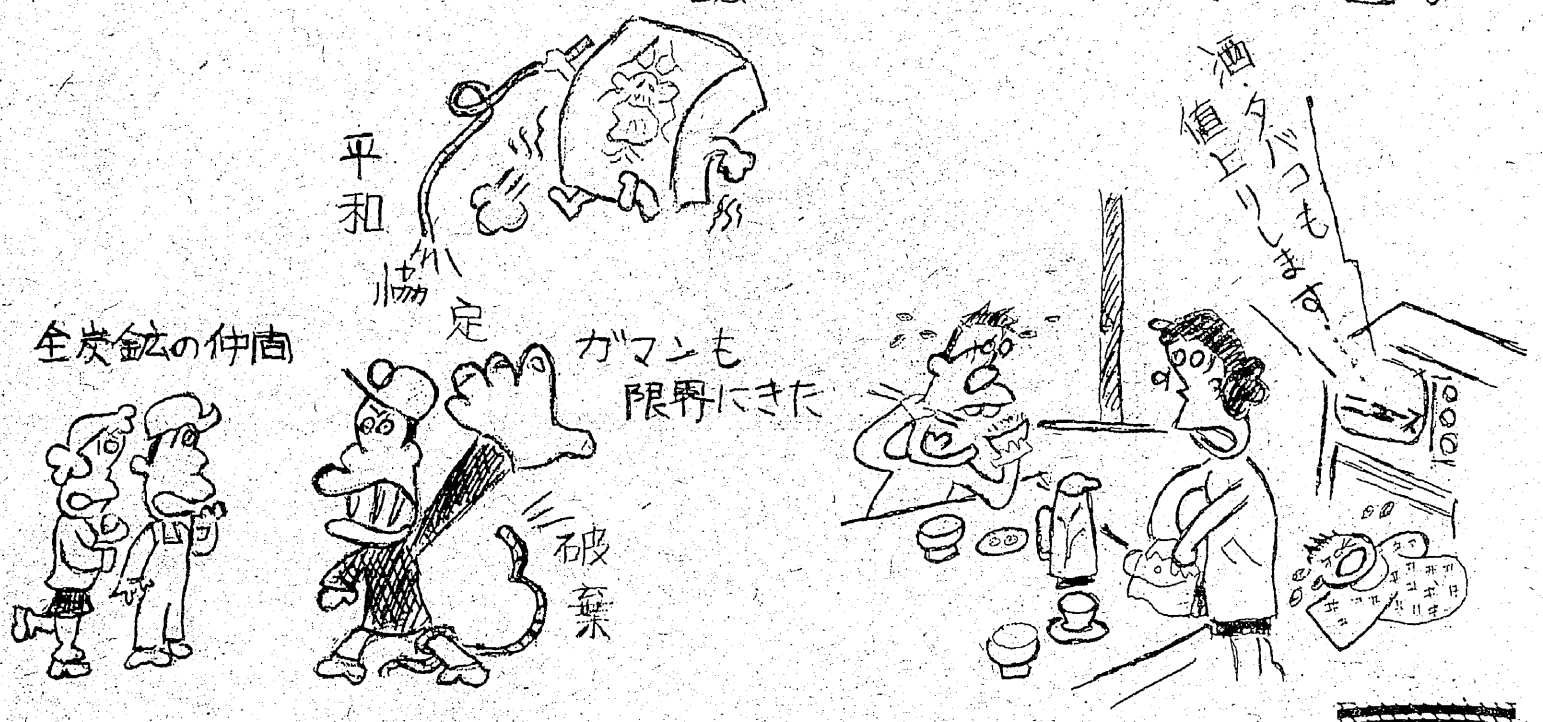

三川指導部日刊新聞〝日刊三川〟のNo.141から

つなぎ（宮浦指導部払仕繰分会新聞）から

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番 ③3034番
編集兼発行人 山下 開
半年間1,000円 送料共

炭労春闘の足どり

炭労の春闘の足どりは、ほぼ次の通りである。

三月四日、一方二千百五円の賃上げを中心とする春闘要求提出。

五月十四日、炭鉱資本と第一回の団体交渉。

五月十九日資本側、賃上げで一方三百九十五円を回答。炭労拒否

五月二十日、第一波の二四スト

五月二十三～四日、第二波四八スト。

五月二十六日、資本側賃上げで一方五百十円を二次回答。炭労ただちに拒否。

五月二十七～八日、第三波四八スト。金炭鉱（三池新労組を除く）も、二波にわたって実力行使

炭労、二十七日中労委にあっせんを申請。

五月二十八日、中労委事情聴取乗り出し。資本側、あっせんの意図を示さず。炭労、長期闘争を覚悟。

二次回答も要求を大きく下まわるばかりでなく、金属鉱山労働者との賃金格差を是正する、との昨年の約束を、資本側は自ら裏切ったことにもなり、炭労も決意をもってたたかいをすすめる。

不幸の根源〝平和協定〟の破棄を

何よりスト体制確立

新労組員 もう金の問題ではない

三池労組は炭労と手を組んで、一方二千百五円の賃上げを柱とする春闘要求を実現しようと、ストライキを反復しながらたたかいつづけている。そのたたかいのなかで改めて、三池新労組が、三井鉱山との間に締結している〝平和協定〟が、三池の労働者をしばる不幸の根源だとして重大問題となっており、今職場から、同協定の破棄を求める声が湧きあがっている。

スト権もたないのでは 労働者の恥だ

今春闘のなかで、「平和協定を破棄せよ」と要求する声が、ひときわ強まっている。

平和協定とは、昭和三十六年以来三池新労組が会社と協定しているもので、俗に「スト権を売り渡した」との非難を浴びている。

「炭労や全炭鉱が折角ストライキをうっても、三池新労組がただながめているだけだから資本に対して圧力にもならず、したがってどんなに切実な要求でも無視されてしまう。とにかくこの協定を破棄して、少くとも全炭鉱といっしょにストライキがうてる体制は確立すべきだ」

この声が今では、三池新労組員の口からさえはげしくさけばれている。

それも道理で、三池炭鉱の実際について見ると、今三池労組の組織人員の千二十三人に対して、新労組のそれが四千五百十九人。（いずれも今年三月の実績）

右のうち四千五百十九人の労働者が平和協定でしばられているのでは、たとえ三池労組がストライキをうっても、求める効果は当然大きく減退する。

これは、全国的に見ても同じことだ。

今、三池労組が結集している炭労の組織人員が約二万人（三池、三菱高島、太平洋、住友赤平、北炭夕張ほか）で、全炭鉱（正しくは全国石炭鉱業労働組合。三池新労組、常盤、松島）のそれが約五千五百人。

そこでも、たとえ全炭鉱がストライキをうつとしても、その圧倒的多数の勢力を占める三池新労組が常に素通りしてゆくばかりで、力が力にならないことになる。

以上の事実から、一日も早く平和協定など破棄して、ストライキ体制を確立すべきだ、との要求が強まるのは当たりまえ。現に、新労組員で次のようなことを公然と口にするまでにいたっている。

「私たちは平和協定とひきかえに、いくらかの金をもらっているが、もう金の問題ではない。平和協定を破棄しなければ、根本の労働条件も賃金もいっこうによくならぬ。第一、労働者がスト権ももたないのでは、何よりの恥だ」

ハネ上がった死者数

平和協定が生んだもの

解説

平和協定の発足は、昭和三十六年十月三十一日。協定はその後ほぼ二年ごとに改めて調印され、この六月十三日が協定切れとされている。その内容は――

「会社と組合は、エネルギー革命下における石炭産業、ならびに会社の現状を深く認識し、労使間の相互信頼に基く生産性の向上と平和維持が、企業の発展と組合員の生活向上をはかる唯一の方法であることを確認する」（第一条）

ことを基本原則に、次のような美言でストライキ権を奪っている。

「会社と組合は労使の正しい協力関係の確立保持が第一義的使命であることを認め、労使間の問題は誠意をもって平和裡に解決をはかる」

以上の協定にもとずき、新労組員に対し、特別に次の金が支給される。

①協定の締結時に、一時金二万五千円。②以後三カ月ごとに七千円。③三池労組の二十四時間スト時に五百円。

それとひき換えて、次のように恐るべき現実が出てきた。

会社側が得たもの

――平和協定発足の年一万千百十五人だった在籍労働者を、四十九年には五千二百十四人にまでも減らした。

――わが国の年間石炭生産額の約二万トン中、約その四割に相当する五百七十万トンを三池で産出するように、石炭産業での独占体制を強化した。

――三十六年に二一七・四トン（労働者一人月当たり出炭量）だった出炭能率を、四十九年には一〇三・八トンまで強化した。

（ほか略）

労仂者が得たもの

――三池闘争前、三十二年に三人、三十三年に五人、三十四年に一人の状態だった災害死亡数が、三池闘争の翌三十六年にいっぺんに十六人にハネ上がった。

――平和協定発足から二年めの三十八年に三川鉱炭じん大爆発発生。四百五十八人死亡。八百三十九人がCO中毒被災。

――大爆発後の死者百人など。

平和協定の本質まざまざ。

御礼

去月五日、CO患者＝宮崎三二さんが逝去されたことをお伝えしましたが、このほどご遺族の宮崎ナリエさん（故人の妻）から組合へ、多額のカンパをいただきました。改めて故人の冥福を祈るとともに、感謝の意を表明します。